

会員規約細則 (正会員)

第1条 (各種手続き)

1. 新規入会

- (1) 入会希望月の前々月の末日までにお申し込みください。
- (2) 所定の入会申込書に必要事項をご記入の上、6ヶ月以内に撮影された顔写真(縦4cm×横3cm)、身分証明証の写し(運転免許証・パスポート・健康保険証など)、法人会員については登記簿謄本を添えてご提出ください。
- (3) 審査の結果、入会が承認されましたら、入会承認通知および請求書をお送りします。
- (4) 請求書記載の入会金、預託金および月会費2ヶ月分を運営者指定の口座にお振込みください。
- (5) 入会手続き完了の方には、会員証ならびに預託金預り証を発行いたします。
- (6) 入会希望月の1日からご利用いただけます。

2. 休会

- (1) 休会は、半年を単位とします。
- (2) 休会を希望する月の前々月の末日までに休会申請書をご提出下さい。
- (3) 休会が承認された場合、当該期間の月会費は免除されます。
- (4) 休会中の会員は、復会希望月の前々月の末日までに復会申請書を提出することによって復会申請をすることができます。復会月の会費の入金確認により、ご利用いただけます。

3. 退会

- (1) 退会を希望する月の前々月の末日までに、退会申請書ならびに預託金預り証をご提出下さい。会員証は最終利用日にご返却ください。
- (2) 書類の確認と退会受理書のご送付
運営者にて書類を確認した上、退会受領書を郵送いたします。退会を希望する月の末日をもって退会となります。
- (3) 退会申請書類を確認した上、預託金を返還いたします。
- (4) 会員は預託金等によって本ラウンジに関する債務の相殺を行うことは認められません。運営者は債務が完済されていない場合には、預託金等と相殺することができるものとします。

4. 会員証・預託金預り証の紛失と再発行

- (1) 会員証または預託金預り証を紛失された場合は、速やかにご連絡いただくとともに会員証・預託金預り証再発行依頼書をご提出ください。
- (2) 運営者より、再発行手数料の請求書が郵送されます。お支払いは請求書が届いてから7日以内に運営者指定の銀行口座にお振込みください。振込手数料は会員の負担とします。入金確認後、再発行いたします。
- (3) 再発行後、紛失した会員証または預託金預り証が発見された場合は、ご返却ください。

5. 登録情報の変更

登録されている住所、会社名、役職名等の入会申込書記載事項になんらかの変更があった場合は、速やかに変更届をご提出ください。

第2条 (入会金、預託金)

入会金および預託金は、本細則の別紙「料金・利用規定」(以下「料金・利用規定」という)記載の金額とします。

第3条 (月会費)

月会費は、「料金・利用規定」記載の金額とします。

第4条 (月会費・施設利用料金の支払い)

1. 会員の月会費は、口座振替による決済とします。なお、会費は原則として翌月分を前月払いとしますが、口座振替日その他は口座振替機関指定の規約等によるものとします。
2. 施設利用料金については、クレジットカード決済または本ラウンジが指定する方法にて、その都度お支払いいただきます。

第5条 (施設の利用範囲)

1. 会員およびビジターは、本ラウンジの全ての施設を使用することができます。
2. ビジターは1会員あたり4名以内とします。
3. 会員がボードルームまたはシンフォニーを使用する場合は、予約された部屋の利用料金にて収容人数までご利用いただけます。
4. 会員およびビジター以外の利用者は予約された部屋以外の施設を利用できないものとします。

第6条 (消費税等および銀行振込手数料)

入会金、月会費、施設利用料等に係る消費税等の税金ならびにお支払いに伴う銀行振込手数料は、会員負担とさせていただきます。

(続く)

第7条 (付則)

本細則に定めなき事項および運営上必要な事項は、付則に定めることができるものとします。

第8条 (改定)

本細則の変更・追加等は、本ラウンジの定めるところによるものとします。

(2016年3月1日制定)